

横浜市火災予防条例の一部改正について

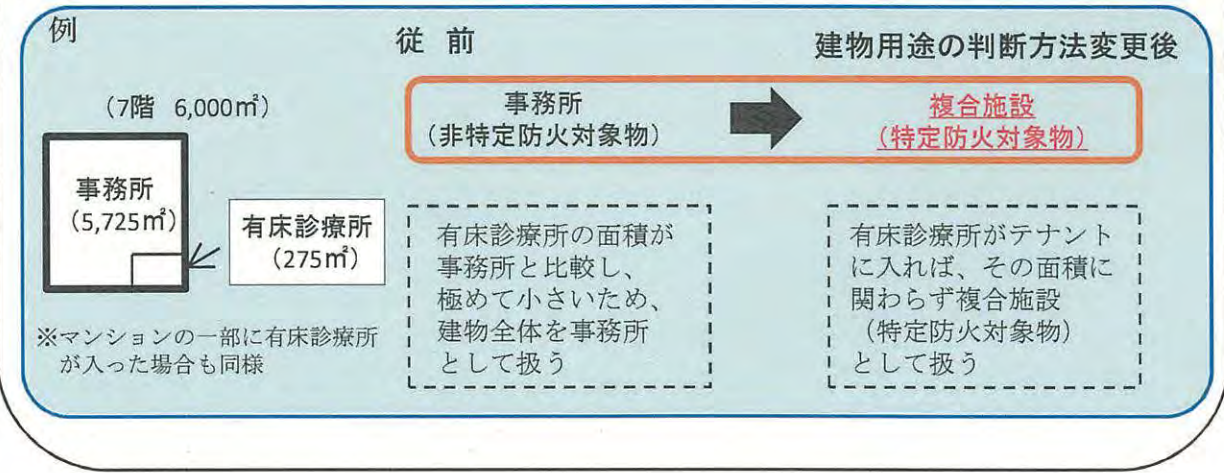
消防法令改正の影響により、建物関係者への負担増加や市民の安全基準の低下となった横浜市火災予防条例の規制基準をこれまでと同様に維持するための改正をします。

01 横浜市火災予防条例 改正の背景

1 消防法施行令の改正
平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災、平成25年2月に長崎県長崎市で発生したグループホーム火災、平成25年10月に福岡県福岡市で発生した診療所火災を背景として、総務省消防庁は、相次いで消防法施行令を改正し、これらホテル、グループホーム、有床診療所の施設（以下、「有床診療所等」という。）に対する消防用設備等の設置基準を強化した。

改正内容1 有床診療所等に自動火災報知設備等の設置規制を強化
有床診療所等は、面積に関わらず、自動火災報知設備等を設置することとなった。

改正内容2 有床診療所等がテナントとして入った建物用途の判断方法の変更
有床診療所等が建物の一部にテナントとして入った場合、従前の判断基準を改正しその面積に関わらず、消防法上、規制の厳しい特定防火対象物の複合施設になる。（消防法施行令の改正を受けた総務省消防庁通知の改正）



2 消防法施行規則の改正
上記の改正により、設置基準が強化されたが、有床診療所等が建物の一部にテナントとして入った場合、有床診療所等以外のテナントについても規制強化になってしまう。そのため、消防法施行規則を改正し、**有床診療所等以外のテナントについて、過度の規制強化にならないようにした。**
(公布日：平成27年2月27日 施行日：平成27年4月1日)

改正内容3 小規模特定用途を含んだ複合防火対象物の取扱いを規定
有床診療所等の部分が極めて小規模な特定防火対象物の複合施設を「**小規模特定用途複合防火対象物**」(以下、「小規模特定」という。)として定義付けし、その取扱いの細部を定めた。

02 横浜市火災予防条例 改正の目的

条例改正の目的
消防法の規定により、市町村は消防法令の規制とは別に、条例で消防用設備等を規制することが認められている。本市も火災拡大の危険性や安全性等を考慮し、横浜市火災予防条例（以下、「条例」という。）で、本市独自に消防用設備等を規制しているが、**消防法令の改正により、有床診療所等以外の部分で、下記の消防用設備等の条例規制が影響を受けたため、改正が必要となった。**

- 1 小規模特定となることで、影響を受けた消防用設備等
 - <条例を改正しないと規制強化になってしまうもの> → 負担増加
 - ①防災センター(総合監視室)
 - <現行の条例では、規制がかからなくなってしまうもの> → 安全基準の低下
 - ②屋内消火栓設備等の非常電源の自家発電設備(以下、「自家発」という。)
 - ③自動火災報知設備(以下、「自火報」という。)

そのため、影響前の規制基準を維持することを目的に、条例の一部を改正

- 2 消防用設備等の概要
 - (1) 防災センター(総合監視室)
建物内に専用室を設け、有資格者である要員を置き、火災等の監視と消防用設備等の制御を行う施設。
 - (2) 非常電源
 - ア 自家発電設備
自ら発電し停電時でも使用可能。
 - イ 専用受電設備
電力会社から屋内消火栓設備等の専用として受電するもの。停電時は使用不可。

< 参考 > 消防法上の建物用途の分類

	建物の用途
特定防火対象物 不特定多数の者が出入りする建物で、規制を強化する必要があるもの	(1)項イ 映画館、(1)項ロ 集会場、(2)項イ キャバレー、(2)項ロ 遊技場、(2)項ハ 性風俗関連特殊営業店、(2)項ニ カラオケボックス、(3)項イ 料理店、(3)項ロ 飲食店、(4)項 百貨店、(5)項イ ホテル、(6)項イ 病院・診療所、(6)項ロ 老人ホーム・グループホーム、(6)項ハ 老人デイサービスセンター、(6)項ニ 幼稚園、(9)項イ ソープランド、(16の2)項 地下街
	(16)項イ 特定防火対象物の用途の入っている複合施設
非特定防火対象物 特定防火対象物以外のもの	(5)項ロ マンション、(7)項 学校、(8)項 図書館、(9)項ロ 銭湯、(10)項 駅舎、(11)項 神社、(12)項イ 工場、(12)項ロ テレビスタジオ、(13)項イ 駐車場、(13)項ロ 飛行機の格納庫、(14)項 倉庫、(15)項 事務所、(17)項 重要文化財、(18)項 50m以上のアーケード
	(16)項ロ 特定防火対象物の用途の入っていない複合施設

図の建物は、一例を示したもの

条例を改正しないと規制強化になってしまうもの

・防災センター

↓
建物関係者への負担増加

現行の条例では、規制がかからなくなってしまうもの

・自家発電設備
・自動火災報知設備

↓
市民の安全基準の低下

①防災センター(条例第68条の2)

■ 防災センター設置 □ 防災センター不要

消防法令改正前(従前)

- ・消防法令で規制しておらず、条例で規制
- ・面積の小さい有床診療所が入っても非特定防火対象物のため、条例の規制対象外 → 防災センターは不要

事務所(非特定防火対象物) (11階 10,000㎡)

事務所 (9,725㎡) | 有床診療所 (275㎡)

消防法令改正後(現在)

- ・特定防火対象物の扱いに変更されたため、条例の規制対象
- ・条例により、特定防火対象物で、11階以上かつ10,000㎡以上のため、条例の規制対象 → 防災センターを設置

小規模特定用途複合防火対象物 (11階 10,000㎡)

事務所 (9,725㎡) | 有床診療所 (275㎡)

条例改正後

- ・小規模特定の防災センターは不要
- ⇒消防法令改正前の規制と同様にする

小規模特定用途複合防火対象物 (11階 10,000㎡)

事務所 (9,725㎡) | 有床診療所 (275㎡)

これまで通りの内容に改正

②屋内消火栓設備の自家発電設備(条例第47条)

■ 自家発、蓄電池、燃料電池 ■ 専用受電

消防法令改正前(従前)

- ・消防法令で規制されているものに加えて、条例により、非特定防火対象物で7階かつ6,000㎡以上のものの非常電源は自家発を設置

事務所(非特定防火対象物) (7階 6,000㎡)

事務所 (5,725㎡) | 有床診療所 (275㎡)

消防法令改正後(現在)

- ・特定防火対象物の扱いに変更されたため、条例の規制対象外
- ・改正された消防法令により、小規模特定は、非常電源を専用受電設備とすることができるようになった

小規模特定用途複合防火対象物 (7階 6,000㎡)

事務所 (5,725㎡) | 有床診療所 (275㎡)

条例改正後

- ・7階かつ6,000㎡以上の小規模特定の非常電源は、自家発を設置
- ⇒消防法令改正前の規制と同様にする

小規模特定用途複合防火対象物 (7階 6,000㎡)

事務所 (5,725㎡) | 有床診療所 (275㎡)

③自動火災報知設備(条例第51条)

■ 自火報設置部分 □ 自火報不要部分

消防法令改正前(従前)

- ・消防法令で規制されているものに加えて、条例により、複合施設非特定防火対象物で1,000㎡以上のものは自火報を設置

複合施設(非特定防火対象物) (1,000㎡)

倉庫 (400㎡) | 事務所 (520㎡) | 有床診療所 (80㎡)

消防法令改正後(現在)

- ・特定防火対象物の扱いに変更されたため、条例の規制対象外
- ・改正された消防法令により、小規模特定の有床診療所等以外の部分は、自火報が免除できるようになった

小規模特定用途複合防火対象物 (1,000㎡)

倉庫 (400㎡) | 事務所 (520㎡) | 有床診療所 (80㎡)

条例改正後

- ・1,000㎡以上の小規模特定は、自火報を設置
- ⇒消防法令改正前の規制と同様にする

小規模特定用途複合防火対象物 (1,000㎡)

倉庫 (400㎡) | 事務所 (520㎡) | 有床診療所 (80㎡)

◆改正予防条例の施行予定日

公布の日から施行